

ラムザイヤー, ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

 翻 訳

J・マーク・ラムザイヤー, エリック・B・ラスムセン

「難易度を下げると質が上がる!？」—日本の司法試験の難易度と法曹の質」

森 大輔, 池田 康弘 (訳)

要約：日本では、司法試験の難易度が近年下がったことによって、若い法曹の質が高まった。この結果は直感に反する。だが、資格試験の難易度を下げることによって、試験を積極的に受けようとする人々の数と質を上昇させるのに十分なほど試験を受けるコストが下がるならば、そのような結果は生じうるのである。本論文では、この状況が起こりうる理論的条件を探り、これが実際に日本で起きたという証拠を提示する。

1990年、日本政府は、司法研修所へ入るための試験（いわゆる司法試験）の難易度を下げ始めた。司法試験は法曹になるための障壁であり、第2次世界大戦以来40年に渡り、年間約500人しか合格者を出さなかった。これにより、司法試験は年間1%から4%（年によって異なる）の合格率の試験として人々に恐れられ、日本における最も難しい試験として知られてきた。

政府は司法研修所の規模を500人から750人、750人から1,000人、そして1,000人から2,000人へと拡大し始めた。政府は、規模の拡大が法曹の（量だけでなく）「質」を高めると主張した。奇妙に思われるかもしれないが、それがまさに政府の行ったことである。本論文は、そのような逆説的なことがどのようにして起こりうるかということを説明する。そして、試験の難易度を下げることによって能力のある合格者が増加するような、特殊な状況とはどんな状況かを説明する。

この逆説が起こるカギは、試験勉強をする際に志願者があきらめる機会（経済

学者たちが「機会費用」と呼ぶもの)である。もし、試験勉強に多くの時間を費やさねばならないとすれば、将来の潜在的な新規参入者の中には受験を断念する人が出てくる。そのうちの何人かは、自らが試験に合格できないということを悟り断念する。しかしながら、その他の者が断念する理由は、他のより良い仕事を選べるので、能力の有無にかかわらず、自らが合格できそうにもない試験のために勉強する時間を無駄にしたくないからである。能力のある若者は良い仕事の選択肢をいろいろ持っていることを考えれば、こうした若者が法曹資格のような資格試験の勉強をする場合、そうした魅力的な機会をあきらめることになる。結果として、そのような資格試験は、試験に合格する能力がない人たちを排除するだけでなく、他のところで良い仕事を見つけられるような、能力のある人たちをも排除するのである。もし、試験の難易度を下げることが、そのような能力のある人たちに試験を受ける価値があると思わせることにつながるのであれば、試験の難易度を下げるとは合格する人たちの質を高めうるのである。

このことは、日本で実際に起こったことである。そのロジックについてまとめた後、司法試験の変容が質を高めるといふ様々な証拠を探索する。日本の大学入試が受験生を能力で選別することは有名である。新司法試験の効果を測るために、本論文では、新しい法曹のコーホートの出身校の構成の変化を調べた。そこでわかったことは、難易度の低い新司法試験はトップレベルの学校の出身者の数をとりわけたくさん増加させている、ということである。

本論文では、まず、司法試験の変容の歴史を描写することから始める。次に、試験の難易度を下げることが時として試験に合格する人たちの質を高める、という命題の背後にある直観について説明する(詳細な数学的議論は「数学的付録」で行う)。最後に、日本から得られた証拠が、その理論的命題といかに符合しているかについて説明する。

司法試験改革

第2次世界大戦後、日本政府は法曹の資格の新しい制度を導入した。戦前、政府は裁判官、検察官、弁護士に対する異なる適格要件を維持してきた。弁護士は、

ラムザイヤー、ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

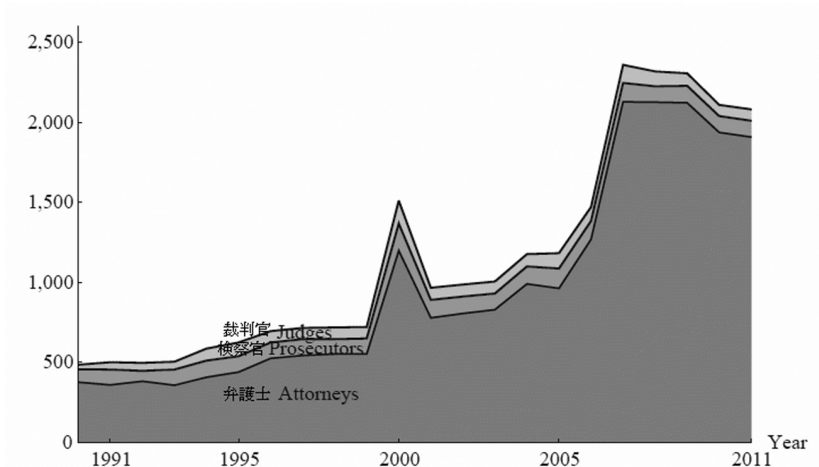


図1 新しい法曹の職の選択

注：旧修習制度から新修習制度への過渡期のため、2000年には2つの期（52期と53期）の司法修習修了者が含まれている。

出典：日本弁護士連合会および法務省、www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/housou4-4.pdf;
www.moj.go.jp/content/000102262.pdf; www.nichibenren.or.jp/jfba_info/statistics/reform/fundamental_statistics.html（すべて2013年2月アクセス）。

その制度は弁護士を下に見るものだと主張し、適格要件を統一することを要求した。最高裁判所は弁護士たちの要求に応えた。すなわち、すべての裁判官、検察官、および弁護士の卵が、政府の運営する2年間の修習に参加することになった。その修習を修了するのは容易であり、修習の最後に実施される試験にはほとんど皆が合格した。ただ、司法研修所へ入るための試験、すなわち司法試験に合格するのは容易ではなかった。時には受験者は2万人を超えたにもかかわらず、政府は司法研修所の定員を500人に限定した⁽¹⁾。各年の司法試験合格者500人のうち、100人は検察官になり、80人から130人は裁判官になり、残りは弁護士になった（図1参照）。

司法研修所へ入るための試験（司法試験）は、日本の法曹資格試験としての役割を担った。将来法曹になる者は、大学において法学を専攻するのが通常だった。そして、彼らは、年に1度実施される司法試験を受けていた。合格者の多くは、

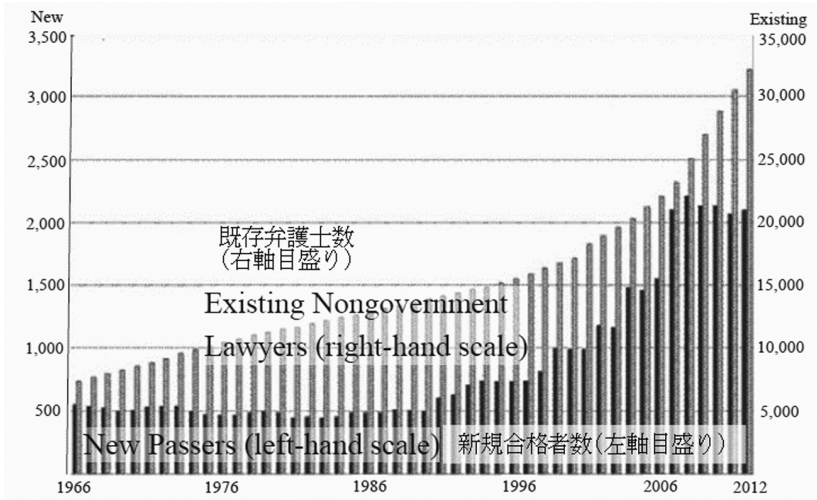


図2 既存の弁護士数と試験の新規合格者数（1966～2010年）

出典：Kay-Wah Chan, “Setting the Limits: Who Controls the Size of the Legal Profession in Japan,” *International Journal of the Legal Profession*, Vol. 19 (2012), p. 322を改変。

何度も不合格になった後、ようやく合格を手にした。政府は年に1度だけ試験を実施したので、多くの受験者は合格するのに数年かかっていた。平均すると、彼らは28, 29歳で試験に合格していた。それは6, 7回不合格となったことを意味する⁽²⁾。1989年までに、合格者の年齢の中央値は29歳まで上昇した。1965年においては、合格者333人のうち65人のみが大学在学中に合格した。そして1986年には、受験した2万4000人のうち1人だけが1回目の受験で合格し、37人が2回目の受験で合格した⁽³⁾。

すべては政府が司法研修所の拡大を始めた1991年に変化し始めた。1990年の司法研修所の定員は500人であったが、2005年には1,500人、2010年には2,000人に増加した（図2参照）。同時に、大学は「ロースクール」（これまでの法学部とは異なる法科大学院）の設立を始めた。この制度は、もともと以下のように宣伝されていた。すなわち、法曹を志望する者は、依然として学部で法学を専攻できるが、他の学問も専攻できるようになる。そして学部を卒業後、彼らは法科大学院に入

ラムザイヤー、ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

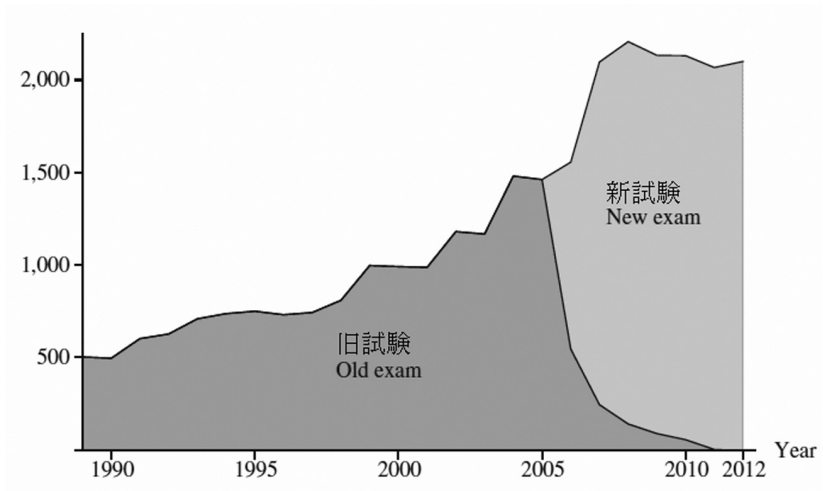


図3 旧司法試験と新司法試験の合格者数

出典：法務省，www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/press_071108-1_19syutu-gou.html（2013年2月アクセス）。

学し、それまでに法学を修めた者は2年間、そうでない者は3年間学ぶことになる。その後、彼らは司法試験を受験する。合格率は以前よりかなり高くなるであろうし、司法研修所それ自体は存続するが1年間の修習となる。

2007年に、最初の法科大学院生のコーホートが卒業し、新しい法曹は以下の2つの試験のいずれかを経て生まれるようになった。司法研修所は、これまでと同様、学部を卒業した後に受験しようとする者に対して「旧司法試験」を実施した（図3の左側）。司法研修所はまた、法科大学院を修了した者へ「新司法試験」を実施した（図3の右側）。したがって、2007年から2011年まで、法曹になろうとする者には次のような選択肢があった。すなわち、司法研修所へ、旧制度（超難関の試験）を経て入るか、新しい制度（法科大学院、表1に示されている合格率からわかるように試験はより容易である）を経て入るかである。2011年以降も、彼らはまだ選択肢を持っていた。すなわち、非常に難関な「予備試験」に合格すれば、彼らは法科大学院を経ずに、直接、司法試験（予備試験よりも容易である）

表 1 旧司法試験と新司法試験の合格率

年	旧試験	新試験
2003	2.58	
2004	3.42	
2005	3.71	
2006	1.81	48.25
2007	1.06	40.18
2008	0.79	32.98
2009	0.60	27.64
2010	0.45	25.41
2011		23.54
2012		25.06

出典：bar-exam.shikakuseek.com/data/index.html（2013年2月アクセス）。

を受けることができる⁽⁴⁾。

事実上、政府は法曹になるための機会費用を変化させたのである。元来の制度では長年勉強に費やしても実際に合格できる受験生は数少なかったが、新しい制度では受験生は2年か3年法科大学院で過ごし、ずっと容易な試験を受験することになる。元来の制度においては、機会費用は、試験勉強に費やす期間に得られたはずの稼ぎである。即座に合格した少数の幸運な受験者の機会費用はゼロの稼ぎであり、やっとで合格する典型的な受験者は6、7年間の稼ぎであり、残りの者の中にはもしかすると生涯所得に近い稼ぎである者もいるかもしれない。しかし、連続して不合格となる者のほとんどは希望を失い、言うまでもなく別の職業を見つけることになる。彼ら連続して不合格になる可能性の高い者にとって、法曹になろうとするための機会費用とは、(a)「彼らが大学を卒業した時点で就くことのできる職業の生涯所得の現在価値」と(b)「法曹になるのをあきらめた後、彼らが他の職業で最終的に稼ぐ生涯所得の現在価値」との差である。新制度にお

ラムザイヤー、ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

いては、試験が容易になり合格しやすくなったため、機会費用がかなり低くなった。この場合の機会費用は、2年または3年の法科大学院の授業料とその期間に得られたであろう稼ぎである。

新制度において、法曹になろうとする者のほとんどは、学部と法科大学院の両方で法学を学んでいた。他の学問を学んだ学生を歓迎する当初の計画にもかかわらず、学部で法学を修めた学生は、それ以外の者たちよりも高い確率で、新司法試験に合格した（2009年において、法学専攻者の合格率は39%、それ以外の者は19%）⁽⁵⁾。将来受験する者は司法試験の合格率で法科大学院をランク付けするようになったので、法学未修者の学生は法科大学院のランキングを傷つけることになった。呼応して、法科大学院は法学既修者を選好するようになった。

試験の難易度を下げることによる質の上昇

資格試験の支持者たちはお決まりのように、資格試験が質の低い供給から消費者を守ることを主張する。支持者たちの主張は以下のようなものである。消費者は質を見極める高度な知識に欠ける。資格制度がない場合、質の低い供給者が消費者の無知に付け込んで、もし十分に情報が行き渡っている場合には購入しないだろうサービスを消費者に売る。よって、それらの質の低い供給者による販売を政府によって禁止した方がよい、という主張である。こうした主張を基に資格試験の支持者は、質の低い供給者を資格試験で排除しようとする。

実のところ、資格試験を最も強く支持する者たちはその業界の現職の構成員であり、政治家は彼らの恩恵を受けている。彼ら現職の構成員の自己利益は明白である。もし、彼らが政府を使って競争相手を排除できるならば、彼らはそうする。さもないと顧客を奪われたり、価格を下げたりということになるかもしれないからである。そして、消費者は医師の質を判断するのは（ひょっとしたら）困難かもしれないが、ほとんどの消費者は理容師や花屋の質を判断することはできるだろう。だが、一般的に、資格制度の範囲は法曹⁽⁶⁾や医師⁽⁷⁾だけでなく、様々な産業における供給者にまで及んでいる。例えば、放射線技術師⁽⁸⁾、歯科医⁽⁹⁾、歯科衛生士⁽¹⁰⁾、教師⁽¹¹⁾、電気技師⁽¹²⁾、住宅ローンブローカー⁽¹³⁾、花屋⁽¹⁴⁾、ネ

翻 訳

イリスト⁽¹⁵⁾、火葬作業員⁽¹⁶⁾、理容師⁽¹⁷⁾などである。シンクタンクはこのトピックを、憤りを持って、また面白おかしく取り扱ってきた。例えば、アメリカン・エンタープライズ研究所 (American Enterprise Institute) は旅行ガイドや美容師⁽¹⁸⁾、ブルッキングス研究所 (Brookings Institution) は法曹⁽¹⁹⁾、ヘリテージ財団 (Heritage Foundation) は配管工⁽²⁰⁾を題材として扱っている。

Adriana KuglerとRobert Sauerは、ソビエト出身で後にイスラエルに移住した医師について、本論文と近い研究をしている⁽²¹⁾。イスラエル法においては、豊富な臨床経験を有する医師は免許更新を免除されるが、1992年に免除に必要な臨床経験年数は20年から14年に短縮された。KuglerとSauerは、免許更新をする医師の質がこの短縮によって変化したかどうかを検証し、質が変化したということを見出した。免許制は医師に大きなレントを生み出したが、質の劣った医師の方が免許更新をする傾向があった。そして、彼らの分析では、免許更新の手續が面倒であればあるほど、医師の質と免許更新の傾向との間の負の相関は強かった。この現象のカギは、医師だからといって必ずしも医療を実践する必要はないということである。医師たちはまた、科学の分野で免許制のない職に就くこともできる。能力のある医師ほど、そういった代わりの職で得られる給料は高くなる。よって必然的に、医師として免許更新をする機会費用は高くなるのである。

KuglerとSauerの議論、そして近年の日本の司法試験の変容を理解するカギは、資格試験が受験者の潜在的な層に与える影響を理解することである。受験者の人口を固定するとしよう。そして、資格試験が、正確に受験者を能力別にランク付けするとする。試験1のもとでは、トップ5%が合格する。試験2においては、トップ50%が合格する。必然的に、容易な試験2に合格する者たちの平均的な能力は、難関の試験1に合格する者たちよりも低くなる。なぜなら、試験1では最も能力のある5%のみが合格するのに対し、試験2ではそれより能力の劣る45%もまた合格するからである。

しかしながら、多くの状況において、受験者の人口構成は変化する。政府がかなり難易度の高い試験を実施するとしよう。その試験は合格者がたった2%で、1年に一回のみ実施される。多くの受験者は、試験の準備をするために懸命に勉

ラムザイヤー、ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

強しなければならず、その勉強にかまけていると他の大変な職に就くことはできないということに気付く。

このような資格制度のもとでは、受験の準備を進んでする受験者は、他に魅力的な職を持たない者が多くなる。潜在的な受験者は、2つのグループに分かれるとしよう。グループAは、能力のある潜在的な受験者たちである。彼らは能力があるので、高い報酬を払ってくれる一流企業などからの職のオファーが複数ある。グループBは、能力があまりない潜在的な受験者たちである。彼らに職のオファーがあるとすれば、それは低い報酬しか払ってこない零細企業などからのオファーである。

何度も何度も資格試験を受験することを選択する者たちは、グループBに多く含まれることになる。もちろん、彼らは能力があまりないので、難関な試験に合格できる可能性は低い。しかし、彼らにはまた、受験勉強のコスト（いわゆる機会費用）が低いという面もある。グループAの構成員は試験に合格できる可能性はより高い。しかし、彼らが1年目の試験に合格できなかった場合（そして彼らが優れた能力を持っていてもこれは十分起こりうる）、2年目の試験の合格率を最大にするには、全時間を勉強に費やすしかない。そのようにしても彼らは、必ず試験に合格するとは限らないのであり、その過程において、とても魅力的な職のオファーをあきらめなければならないのである。

いま、政府が2%から50%まで試験の合格率を上げたとしても。能力の高いグループAの構成員が、今までよりもたくさん1年目の試験に合格するだろう。さらに、1年目に不合格となった者たちは、他の職のオファーをあきらめて、2年目の受験に向けて勉強に集中するのがよいと考えるだろう。なぜなら今では、彼らが試験に合格する確率はずっと高くなったからである。確かに、能力の劣るグループBの構成員も同じく試験に合格する。しかし、十分に高い能力を有するグループAの構成員が試験を受けることを選べば、最終的に合格する者たちの平均的な質は、以前の難易度のより高い試験における平均的な質を大幅に超えることになる。以上の点は、次の2つの命題にまとめられる（数学的詳細は「数学的付録」にて述べる）。

命題 1：試験が易しくなるにつれて、合格者のトップ層の質が高くなる。

命題 2：試験が易しくなるにつれて、ある条件のもとで、合格者の平均的な質も同様に高くなる（その条件は「数学的付録」において示される）。

日本の弁護士資格取得と質

政府が司法試験の難易度を下げると、非常に質の高い弁護士の数が増え、そして新しい弁護士の平均的な質も高くなるだろう。こうした発想が日本の弁護士数の拡大にどのように適用されるか考えてみよう。日本では以前、世界でも最も難易度の高い司法試験が実施されていたが、難易度の低いものに切り替えられた。これが弁護士の質にどのような影響を与えただろうか。

弁護士の質を測るものとして、学生たちが通っていた大学を用いることにする。偏見だと思われるかもしれないが、日本において知的能力を測る最も良い物差しの一つとして、通っていた大学のレベルが挙げられる。日本では、大学のレベルによって、米国や欧州よりもずっと正確に能力を測ることができる。特に、トップレベルの大学では、入学者選抜を、試験成績の評価のみで行い続けている。たしかに、私立大学の中には高校の先生の推薦に基づく入学を行っているところもあるし、附属の高校の生徒に関して附属枠の設定を行っているところもある。スポーツ推薦を行っているところもある。しかし、トップレベルの国立大学は、依然として試験成績の評価による入学のみである。

大学のヒエラルキーの中で、東京大学は格別の地位にある。多くの大学で使われている標準的テストである大学入試センター試験に加えて、東京大学自身が作成して採点する個別試験がある。東京大学の法学部（文科一類）に入るためには、高校生は英語と第二外国語の両方^{註1}、国語（現代文と古文・漢文）、社会2科目、理科^{註2}、数学の試験に合格しなければならない。

東京大学の入学試験は、猛烈に難しい。数学では、法学部に入学希望の高校生は、微積分の難しい問題を解かなければならない。理系の学部に入学者希望の高校生は、より難しい線形代数の問題を解かなければならない。他のトップレベルの

ラムザイヤー、ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

国立大学でも同様に、極度に難しい各大学の入学試験が課される。

私立大学の場合、課される試験の範囲はずっと狭いことが多い。例えば、一流の私立大学である早稲田大学の法学部の入学試験では、英語、国語、社会1科目^{訳注3}の計3科目が課されるだけである⁽²²⁾。これは競争が楽になることを意味するだけではない。入学する学生が狭くしか勉強してこないことを意味する。そしてこれは将来、企業法務において、こうした大学の出身者の方が数学に弱くなることにもつながる。

日本のトップレベルの大学が試験成績の評価のみで入学者選抜を行っていることにより、大学ごとの学生の能力の重なりは、米国よりもずっと小さくなっている。すなわち、X大学（例：日本なら東京大学、米国ならプリンストン大学）がY大学（中央大学、ヴァンダービルト大学）よりもランクが高い場合、X大学とY大学の学生の知的能力の差は、米国よりも日本の方が大きい。例えば（以下の数字は完全に架空のものである）、プリンストン大学で20パーセントイル（つまり下から20%の順位）の学生の成績と、ヴァンダービルト大学で80パーセントイル（つまり上から20%の順位）の学生の成績とが同じだとする。すると、東京大学で20パーセントイルの学生の成績と、中央大学で99パーセントイルの学生の成績とが同じだということになるかもしれない（もっとも、中央大学で比肩できるような成績を持つ学生はいないという可能性も高い）。したがって日本では米国以上に、学生の通っていた大学は、その学生の知的能力のよい指標となっている。運動や音楽の才能、卒業生のコネ、地理的な多様性、リーダーシップ、社会奉仕、人種といったものはまったく意味を持たない。確かに、米国では、30年前と比べて、大学ごとの知的能力の差が開いてきている⁽²³⁾。しかし、「全人格的」な入学者の選抜方針をとり続けているので、依然として差はそれほど大きくない。

米国の大学ごとの知的能力の差の例として、簡単な数字をいくつか示しておこう。カリフォルニア工科大学で25～75パーセントイルの順位にいる学生のSAT（大学進学適性試験）の数学の点数は760～800点の範囲であり（これは全米では98～99パーセントイルの順位）、ハーヴァード大学では710～790点、ジョージタ

翻 訳

ウン大学では660～750点、ウィスコンシン大学では630～750点である⁽²⁴⁾。SATの読解力試験の点数は、ハーヴァード大学では700～800点（これは全米では95～99パーセンタイルの順位）、ウィリアムズ大学では670～780点、ヴァンダービルト大学では690～770点、ヴァージニア大学では620～720点である⁽²⁵⁾。

加えて、SATの主催機関であるカレッジ・ボードはSATを全大学向けにデザインしているため、エリート大学に入ろうとする学生を順序付けるよりも、より大衆向けの大学に入ろうとする学生を順序付ける方が正確にできる。数学試験の770点と800点の差は、完璧な答案と一問のケアレスミスの差（SATの数学の問題は、カリフォルニア工科大学やスタンフォード大学のSTEM（科学・技術・工学・数学）分野への入学を考えている人にとっては、どれも易しい）でしかないかもしれない。SATは、ある生徒がノースウェスタン大学ではなくノーザンイリノイ大学に行くべきかどうかについては正確に測れるだろう。しかし、カリフォルニア工科大学ではなくスタンフォード大学に行くべきかどうかを決定する助けにはならない。SATはトップの人々の能力を順序付けることが十分できないため、米国の大学は、他の側面を見ようとする。能力による順序付けが鮮明でないため、トップの能力を持つ生徒も、入る大学を他の側面から選ぼうとする。これにより、能力による順序付けがますますあいまいになる。

日本のエリート大学は、大学独自の入学試験を行っている。そこで、ここでは大学受験予備校が集めたデータを使用して日本の大学を順序付けよう。大手予備校は、日本全国に多数の教室を有しており、定期的に模擬試験を実施している。そして大手予備校は、生徒たちがこうした内部の模擬試験でどの程度の成績をおさめるかという情報と、最終的に大学の入学試験でどの程度の成績をおさめるかという情報とを結びつける。

慣習的に、日本の予備校は、大学の難易度を、親や生徒が大学の「偏差値」とよく口にしているものによって測っている。これは統計学では「t得点」という用語で呼ばれるものである。t得点は、平均が50で標準偏差が10の正規分布曲線上の位置を表している。よって、t得点は、米国の親や生徒たちが慣れ親しんでいるパーセンタイル順位に相当する。読者の便宜のために、表2に、t得点（日

ラムザイヤー, ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

表2 主要な大学法学部

	司法試験			大学入試		
	合格率 (%)	出願者数	合格者数	t 平均	パーセンタイル順位	SAT相当
東京	7.0	15,278	1,077	70.75	98	2,160
京都	6.6	8,683	571	68.63	97	2,110
一橋	5.5	4,062	222	67.88	96	2,070
大阪	4.7	3,582	169	66.00	95	2,040
慶應	4.2	14,708	619	69.50	97	2,110
上智	3.6	3,258	116	65.26	94	2,020
名古屋	3.5	2,341	82	63.63	91	1,950
北海道	3.5	2,100	73	61.00	86	1,860
東北	3.4	3,311	112	62.75	90	1,930
早稲田	3.4	27,206	912	67.63	96	2,070
神戸	3.3	3,183	105	64.35	91	1,950
立教	2.9	1,429	42	60.25	85	1,840
九州	2.8	2,862	80	62.25	88	1,890
中央	1.9	20,682	386	63.25	90	1,930

注：司法試験のデータは、2000～2004年のものである。大学入試のデータの t 平均は、各大学の入学試験に合格するおおよその t 得点（偏差値）を表しており、ここでは、日本の4つの大学受験予備校の出している t 得点推計値の平均で計算している。パーセンタイル順位は、t 得点のパーセンタイルである。読者の参考のために、一番右の列に、各パーセンタイル順位にはほぼ相当する米国のSATの点数（2,400点満点）を記しておいた。

出典：「司法試験大学別合格者数及び合格率一覧」<http://www.geocities.jp/gakureking/shihou.html>より。偏差値（t 得点）は daigakujuuken.boy.jp; daigaku.jyuken-goukaku.com/nyuushi-hensati-ranking/siritu/hougaku.html; daigaku.jyuken-goukaku.com/nyuushi-hensati-ranking/kokkouritu/hougaku.htmlより（すべて2013年2月にアクセス）。

本の「偏差値」とそれに相当するパーセンタイル順位を記載した。また、米国の大学進学希望者の各パーセンタイル順位に対応しているSATの点数（各科目800満点で3科目の合計点数）も記載した（もちろん日米で試験に違いがあることには注意する必要がある）。

大学入試難易度において、法学部トップ10の第1位は東京大学（一学年440人）

翻 訳

である。京都大学（330人）と一橋大学（170人）という他の2つの国立大学法学部が、僅差で2位と3位についている。他のトップ10には、早稲田、慶應、大阪、神戸、上智、東北、名古屋の各大学が入るのが一般的である。これらのうち、最初の2大学は規模が大きく、早稲田は一学年740人、慶應は600人である。

1位の大学から10位の大学までの学生の能力の範囲はかなり広い。東京大学に合格するt得点の推計値は70.75であるのに対し、東北大学は62.75である。パーセンタイル順位で見ると、東京大学は98パーセンタイル、東北大学は90パーセンタイルとなる。SATの数学の試験でいえば、90パーセンタイルから98パーセンタイルまでの範囲は、680点（マイアミ大学の真ん中の順位の得点）から780点（カリフォルニア工科大学）の範囲に相当するだろう⁽²⁶⁾。SATの読解力試験の場合は、650点（ミシガン大学の真ん中の順位の得点）から740点（プリンストン大学）の範囲に相当するだろう。

表2に示されているように、大学入試の結果と司法試験の結果との間には相関がある。2000～2004年の間において、東京大学卒の者の司法試験合格率は7%で、京都大学卒の者は6.6%であった。早稲田大学卒の者は4.2%、慶應大学卒の者は3.4%であり、そしてトップ10の境界に位置する大きな法科大学院を有している中央大学卒の者は1.9%であった。

日本の能力の高い生徒は、たいていの場合、合格した中で最もランクの高い大学に行く。そのため、明確に定義されたヒエラルキーに沿って大学を選択することになる。それに対して、米国の能力の高い生徒は、質が同じくらいの一連の大学の中から、行く大学を選択できる。トップレベルの大学ですら、合格者中で実際にその大学に入学する者の割合は低い。名門ハーヴァード大学（SATの数学試験の25～75パーセンタイルが710～810点）ですら81%である。マサチューセッツ工科大学（740～800点）は70%、イエール大学（710～790点）は66%、プリンストン大学（710～800点）は65%、ダートマス大学（680～780点）は48%、シカゴ大学（710～790点）は46%、カリフォルニア工科大学（770～800点）は41%である⁽²⁷⁾。

エリート高校である開成高校の生徒の選択を見ると、いかに日本が米国と違う

ラムザイヤー, ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

表3 エリート高校の生徒の大学選択

開成高校			筑波大学附属駒場高校		
	合格者数	入学者数		合格者数	入学者数
東 京	170	168	東 京	103	99
京 都	6	6	京 都	3	3
一 橋	6	6	一 橋	5	5
大 阪	0	0	大 阪	0	0
慶 應	152	39	慶 應	56	14
上 智	7	0	上 智	6	0
名古屋	0	0	名古屋	1	1
北海道	6	5	北海道	0	0
東 北	5	5	東 北	1	0
早稲田	196	39	早稲田	115	10
神 戸	0	0	神 戸	0	0
立 教	3	0	立 教	1	1
九 州	1	1	九 州	1	1
中 央	22	2	中 央	1	0

注：2013年度大学入試の結果である。

出典：「2013（平成25）年度 大学入試合格者数」<http://kaiseigakuen.jp/kaiseihp/shinro/shinro25.htm> (2013年2月アクセス)；「2013年度 大学合格者数・進学者数」www.komaba-s.tsukuba.ac.jp/official/intro.goon.html (2013年2月アクセス)。

かがわかる（表3参照）。開成高校は、他のどの高校よりも多くの生徒を東京大学に送り込んできた。2013年には、170人の開成高校の生徒（および滑り止めの大学に入学せずに一・二浪した卒業生）が東京大学の入試に合格している。その中で、168人が実際に入学しており、合格者の中で実際にその大学に入学する者の割合は99%を越える。法学部（文科一類）への入学で見ると、合格者全員が入学を選んでいる。他のトップ国立大学である京都大学・一橋大学の志願者はもっと少ないが、やはり合格者全員が入学を選んでいる⁽²⁸⁾。

開成高校の生徒は、東京大学・京都大学・一橋大学に受かったのに早稲田大学や慶應大学に行くということはしない。そうではなく、彼らは早稲田大学や慶應大学（これらは歴史と伝統ある名門大学であり、ほぼ間違いなく日本でトップの

翻 訳

私立大学である)を滑り止めの大学として使うのである。彼らは、トップの国立大学に受からなかった場合のみ、早稲田大学や慶應大学に入る。慶應大学に合格した152人のうち4分の1のみが入学した(そのうち法学部に入学した生徒はいなかった)。早稲田大学に合格した196人のうち5分の1のみが入学した。さらに、早稲田大学・慶應大学に入学した者の大半が浪人生であった。言い換えれば、どちらかの大学で早々と妥協するのではなく、開成高校の生徒は一年浪人してトップ3の大学に挑戦し直すのである⁽²⁹⁾。

同様に灘高校では、2008年、114人が東京大学、23人が京都大学に合格している。灘高校は生徒がどの大学に入学したかという情報を公開していないが、42人が慶應大学に合格し、うち8人だけが現役生であり、33人が早稲田大学に合格し、うち2人だけが現役生である。その他の者は浪人生である。ライバル校の開成高校と同様、灘高校の生徒も、慶應大学・早稲田大学を滑り止めとしか見ていないのである⁽³⁰⁾。

筑波大学附属駒場高校も、多くの卒業生を東京大学に送り出している。2013年の卒業生(と浪人生)中、103人が東京大学に合格し、99人が入学している。その中で法学部(文科一類)に合格した者は、全員が入学している。京都大学や一橋大学に合格した者は、全員が入学している。慶應大学の合格者では、25%のみが入学し、その大半が浪人生である。早稲田大学の合格者では、9%のみが入学し、同様にその大半が浪人生である。早稲田大学法学部に入学したのは1人のみで、慶應大学法学部に入学した者はいなかった。

戦後の司法試験は、低い能力の法学部卒業生を排除する役にはたってきたかもしれないが、最高の能力をもつ者たちを集める役にはたっていなかった。他の良い仕事を選べるような法学部卒業生は、司法試験合格に何年も投資することなどしなかった。東大生を考えてみよう。彼らの知的能力からすれば、一流で高給の、様々な職に就くことができる。名門官庁から東京証券取引所(東証)に上場しているような銀行や製造会社まで、雇用者は彼らをぜひとも雇おうとする。もし東大生が代わりに法曹として働きたいとすれば、司法試験を受けることになる。学生のうちに合格できれば、万々歳だ。しかしそうできなければ(そして合格率は

ラムザイヤー、ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

7%なので、たいていはそうできない)、合格までに何年も司法試験の勉強に投資する必要があるかもしれない。その投資をするということは、一流で高給の職のオファーを蹴るということである。

こうした学生と、多くのその他諸々の大学の法学部生とを比べてみよう。その他諸々の大学の法学部生であるということは、知的スキルが少なく、司法試験に合格する可能性が低いことを意味する。しかし、彼らが司法試験の勉強に何年も費やすことで、捨てることになる魅力的な機会というものも少ない。名門官庁は彼らを雇おうとはしないだろうし、東証上場企業も同様である。東大生に比べて、彼らは司法試験に何年も費やすことで犠牲になるものが少ないのである。司法研修所で修習を受けて法律事務所を開くまで長い道かもしれないが、それでもこれは学歴の弱さを克服して、中流階級の上位層に食い込む最良のチャンスである。

2005年に開業している弁護士の中から無作為抽出した893人の弁護士（弁護士になってからの年数は様々である）の、司法試験に失敗した回数を見てみよう。ここではその回数は、司法試験に最終的に合格した年齢で推計している⁽³¹⁾。東京大学卒の者は、平均5.4回失敗している。東京大学のライバル京都大学を卒業した者は5.4回、第3位の一橋大学を卒業した者は5.9回失敗している。慶應大学、早稲田大学、中央大学を卒業した者は平均6～7回失敗している。日本大学を卒業した者は、9.1回失敗している。

東京大学卒の者が日本大学卒の者よりも失敗回数が少ないのは、東京大学卒の者の方が高い率で合格しているからだけではない。東京大学卒の者の方が司法試験受験組から早々とあきらめて脱落するという理由もある。東京大学卒のたいていの者は最初の受験で合格できないが、その多くはそこであきらめる。もう一度受験するのではなく、一流で高給の、政府や企業の職のオファーを受け入れるのである。日本大学卒の者はそうした職の機会が少ないので、何年も司法試験を受け続ける。最終的に、そうした者のうち少数が合格し、弁護士となる。

図4は、一流大学の学生が司法試験を数回のみ受験し、合格できない場合はあきらめるのに対し、それ以外の大学の学生は司法試験を受けることに生涯を捧げている様を描き出している。この図では、無作為抽出した者たちを、東大卒

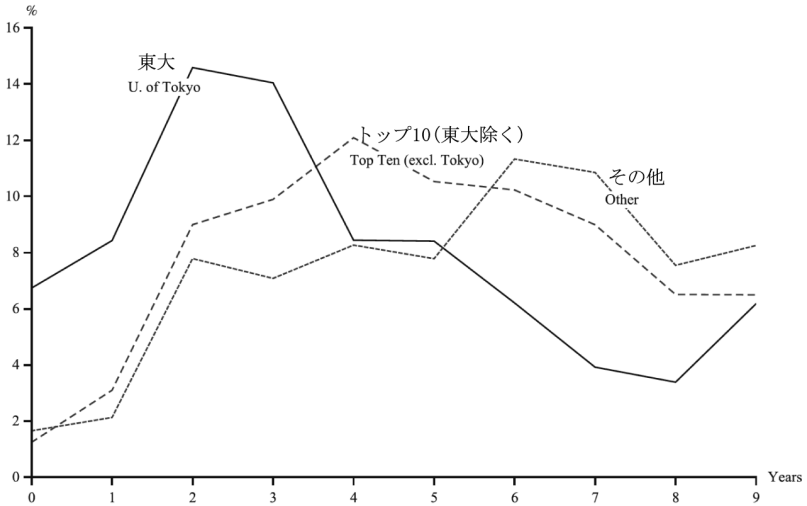


図4 大学レベルごとの旧司法試験に失敗した年数

注：本グラフは、横軸で示されている年数だけ司法試験に失敗した弁護士のパーセンテージを表している。10年以上失敗した場合は除いている。弁護士は、東大卒、他のトップ10大学卒（その定義は本文参照）、その他の大学卒に分けてある。本グラフは、2005年の弁護士会の名簿から893人の弁護士を無作為抽出したものに基いている。

出典：法律新聞社編『全国弁護士大観 第10版』（東京：法律新聞社、2005年）から弁護士を無作為抽出したものの。

（169人）、他のトップ10の大学卒（311人）、その他（413人）という3つのグループに分けている。この3つのグループについて、最終的に合格するまでに司法試験で失敗した回数を図示している。東大卒の者は、失敗回数2、3回が多く、その後は司法試験受験組を抜けて職に就く傾向がある。それ以外の者は、より多くの回数がかかっている。

この議論は、1、2回の受験で合格した東大卒の者と、7、8回の受験で合格したその他諸々の大学卒業の者の能力差を、実は過小に推計している。試験での能力の測定には、偶然による誤差がある。ある人（特に98パーセントイルの東京大学の入試に合格した人）が司法試験に1回目の挑戦で合格した場合、その人の能力は、その合格の際の点数によって最も良く推計できる。それに対してある人

ラムザイヤー、ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

(特に大学の受験競争で77パーセントの日本大学がせいぜいだった人)が司法試験に6回失敗して7回目で合格した場合、その人の能力は、7回目の司法試験での点数より低い値として推計するのが最良である。推計値は、7回すべての試験の点数の平均の方に近いだろう。もっとも、7回挑戦して1回まぐれ当たりして合格しただけで、実際の能力は7回の平均よりもっと低いかもしれない。何千という弁護士が、7～10回目の挑戦で旧試験にやっと合格していた。その大半は、試験の題材をマスターしたり自身の真の能力を示したりしたために合格したのではない。彼らは、受験し続ければいい結果に偶然転がることもあるという、どんな試験にも内在する偶然による誤差のために合格したのである。

司法試験の難易度の緩和をめぐる議論は、1980年代に、地方の弁護士、大きな法律事務所、経済界、大学、法務省、与党である自民党を巻き込んで始まった。日本が1980年代・90年代に経済の規制緩和を進めるにつれ、企業は資金を集めて国際市場でますます投資をするようになった。その際に迷路のように複雑な法律の中で企業を手引きできる、素養のある弁護士が必要とされた。すなわち企業は、賢い弁護士を必要とした。企業は、直面する複雑な国際金融・経済環境を理解している弁護士を必要とした。そして企業は、国際金融・経済環境で最も効果的に立ち回るために、法律のからくりを巧みに操ることができる弁護士を必要とした。

1980年代には、企業は、こうした素養のある弁護士を日本で見つけることができなかった。米国のトップの法律事務所は必要な能力と素養のある弁護士を供給していたが、多くの日本の法律事務所は供給できていなかった。必要なサービスを提供していた日本の弁護士も少数いたが、彼らは高額であり、また必要とされる規模に満たない法律事務所で働いていた。今でいう西村あさひ法律事務所が当時最も大きかったが、1985年時点で、その事務所でさえ弁護士が26人しかいなかった⁽³²⁾。

顧客は、東京にあるトップの法律事務所を拡大することを求めたが、司法試験がボトルネックとなり、法律事務所は必要な法的・経済的・金融的な能力のある人材を獲得できなかった。司法研修所は年500人の修習生を受け入れていたが、そのうち200人は検察官や裁判官になる(図1参照)。そして残りの300人が弁護

士になる。2005年の弁護士会の名簿からの無作為抽出によると（1,120人について出身学校の情報がある）、16%が東京大学、25%がトップ3大学、45%がトップ10大学の出身である。これが毎年の新規弁護士の構成とだいたい一致するとすれば、約48人のみが東京大学、75人がトップ3大学、134人がトップ10大学の出身ということになる。東京大学卒が50人以下（そしてトップ3大学卒が75人以下）なので、トップの法律事務所は、顧客から強く要望されていた事務所の規模の拡大を実現することができなかった。

トップの法律事務所のパートナー弁護士にとって、その問題は、顧客の要望をかなえるということだけに関係するものではなかった。米国の大きな法律事務所のエクイティ・パートナー弁護士^{註4}を富ませる、ピラミッド型構造の構築にも関係することだった。法律事務所のパートナー弁護士たちは、長時間働いて自分たちをサポートしてくれるような優秀な若い弁護士を求めており、そして法律事務所のオーナーたちは、法律事務所への増加するビジネス需要からの利益を稼ぐのに役立つような優秀な若い弁護士を求めていた。1990年当時の司法試験のもとでは、司法研修所は必要な質と素養を持った十分な数の弁護士を送り出すことがまったくできていなかった。

東京の大きな法律事務所以外の、概して左寄りの弁護士たちは、司法試験の合格者を少しでも増やすことには反対だった。彼らにとって大きなビジネスの事など知ったことではなかったし、合格者を増やすことは彼ら自身のビジネスを損なうかもしれない。日本の弁護士の約半分が東京で開業していることを考えれば、東京の弁護士は比較的多い。それに対して東京以外では、弁護士は少ない。2000年時点で、253個の裁判所管轄区域のうち、72個で弁護士が1人または0人であった。また3,371個の市町村のうち、3,023個で弁護士が1人または0人であった⁽³³⁾。

その少なさを反映して、地方の弁護士は、かなりの割増し利益を得ている。彼らは東京の弁護士に比べて能力が低い。しかし、平均的な能力の弁護士にとっては、東京よりもこうした寂れた辺境の方が多く稼げるのである。2004年において東京の弁護士の24.7%が東京大学卒だったが、主要な大都市圏以外の弁護士につ

ラムザイヤー、ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

いては12.3%しか東京大学卒がいなかった。東京の弁護士は平均で6.32回司法試験に失敗していたが、大都市圏以外の弁護士は7.50回失敗していた。しかし、40万ドル以上稼いでいる弁護士は、東京では1.0%だけなのに対し、大都市圏以外では5.0%である⁽³⁴⁾。

弁護士が少ないことで利益を得ているので、地方の弁護士は司法試験の合格者を少しでも増やすことには反対だった。1994年末、1,137人の弁護士が弁護士会に、弁護士の増加に反対するよう嘆願した。この当時、全弁護士の46%が東京の競争的な市場で開業しており⁽³⁵⁾、先の嘆願者の38% (311人) のみが東京の弁護士だった⁽³⁶⁾。嘆願者の大半は、弁護士の少ない、もうかる地方で開業していた。ある地方の弁護士のグループが1994年半ばに、当時計画中であった弁護士人口の拡大について、弁護士に対する調査を行ったところ、回答者の賛否は同様の地理的な偏りを見せた。回答者4,166人中、司法試験合格者の増加に賛成したのは18%のみだった。それに対して東京では、23%が増加に賛成だった⁽³⁷⁾。

経済界は、弁護士の増加を求めてロビー活動をした。左翼的な弁護士会は、それに反対するロビー活動をした。この場合、大学は法科大学院という新しい大学院を供給することができるので、経済界と同様に弁護士の増加に利益を見出していた。政府は、穏健な保守派で経済界寄りである自民党に支配されていたので、経済界側に立ち弁護士を増加させた⁽³⁸⁾。

前述の命題1の内容の通り、司法試験の難易度が下がると、最も能力のある大学卒業生たちが実際に数多く集まってきた。現在は毎年、大きな法律事務所が求める、深く幅広い素養（特に数学的素養）を持った弁護士がどんどん増えていつている。1990年以前の状況のもとでの、トップ大学の法学部出身の毎年の新規弁護士の推計数を思い出してほしい。東京大学48人、トップ3大学75人、トップ10大学134人であった。

表4には、近年の新しい法曹の出身大学が示されている。トップ10大学出身の法曹はずっと多くなっており、その詳細が表に記載されている。東京大学223人、トップ3大学419人、トップ10大学1,120人である。政府は新規法曹の数を4倍にしており、トップの東京大学出身の法曹もそれに比例して増えている。トップ3

表 4 2008年度の新試験の合格者の出身大学・大学院

大学		法科大学院	
早 稲 田	262	東 京	200
慶 應	225	中 央	196
東 京	223	慶 應	165
中 央	136	早 稲 田	130
京 都	116	京 都	100
一 橋	80	明 治	84
同 志 社	64	一 橋	78
大 阪	52	神 戸	70
神 戸	43	東 北	59
上 智	39	立 命 館	59
明 治	39	同 志 社	59
東 北	33	関西学院	51
立 命 館	33	上 智	50
名 古 屋	27	大 阪	49
九 州	25	関 西	38
大阪市立	25	九 州	38
計	1,422	計	1,426

出典：法科大学院：「2008年度（平成20年度）新司法試験 法科大学院別合格者数・合格率ランキング」 2chreport.net/hen13_5.htm; www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinshihou_h20kekka01.htmlより。大学：「2008年度新司法試験 出身大学別合格者ランキング」 jbs.livedoor.jp/bbs/read.cgi/school/21000/1336225407/150より（すべて2013年2月にアクセス）。

大学出身の法曹の増加はより著しく、6倍に増えている。そしてトップ10大学出身の弁護士は8倍と飛躍的に増えている。政府は司法試験合格者の数を4倍に増やし、そしてトップ10大学出身者の数は8倍以上に増えた。

東京大学卒の数がもっと増えなかったのは、単純に、潜在的な受験者数の限界のためである。東京大学法学部は年に440人が卒業するので、新規法曹223人はその半分以上に相当する。法曹に必要な深く幅広い素養を持った学生を送り出すその他の大学についても、同様のことがあてはまる。一橋大学卒の法曹は80人で卒業生の47%、京都大学卒の法曹は116人で卒業生の35%である。確かに、卒業生

ラムザイヤー、ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

の半分はまだ法曹になっていないままだが、これは彼らが司法試験を受けて失敗したということを意味しない。昔から、学生も教授たちも、法学部を、法曹になる訓練をする場所と見てこなかった。法曹人口の拡大前は、法曹になっていたのは10分の1程度に過ぎなかった。法曹になりたい学生はいたが、大半の学生は政府や大きな銀行、大企業で働こうと考えていた。彼らにとって、法学部は、自身に箔を付け、経営や公共政策で必要とされる基本的な背景知識を得る場だったのである。

結果として、トップの大学では、法曹になりたい学生の大半は、現在そうなることができていると思われる。東京大学法学部の半数が法曹になっており、これが法曹になりたい学生全員に近いのではないかと我々は考えている。一橋大学や京都大学についても同様である。司法試験の難易度の緩和により、法曹を志望するトップ大学の学生の、ほぼ全員が合格することになったのである。

米国のような、トップの複数の大学が、能力がかなりの程度重なり合っている学生を教えている国では、資格試験の難易度の緩和は、そうしたトップの大学の学生をよりたくさん引き込むことになり、その結果質の低い学生も引き込むことになるかもしれない。仮に、その資格試験に、以前はプリンストン大学(25~75パーセントの数学の点数は710~800点)とウィスコンシン大学(630~750点)の学生が合格していたとしよう。もし合格のハードルを下げて両大学のもっとたくさんを合格させるとすると、より高い質の学生が合格するとは限らない。むしろ、両大学の質の分布を押し下げ、プリンストン大学でもウィスコンシン大学でも、今までより能力の低い学生が合格することになるだろう。

日本では、学部の学生の能力の重なり程度はずっと小さい。トップの各大学は試験成績の評価のみで入学者の選抜を行うため、各大学の能力の下限は明確である。生徒たちは自分が合格できる最高ランクの大学を選ぶため、上限、すなわち次に高いランクの大学に合格できる成績も明確である。もし今、東大生の司法試験合格者数を増やしたとすると、より能力のある学生がよりたくさん合格するというシンプルな結果となる。

法科大学院卒業者のデータも、こうした質の高い法曹の数の増加を裏付けてい

る。確かに、学部の経歴を見ることで捉えることができる資質は、法科大学院とは異なる。東京大学、京都大学、一橋大学の法学部の学生は、高いレベルの知的能力を持つだけでなく、知的広がり（特に数学的能力）も兼ね備えている。それに対して、早稲田大学や慶應大学の学生は、高いIQを持つかもしれないが、理科や数学を入学試験で課さない大学を選んで入学している。彼らの知的視野はずっと狭い。

法科大学院の経歴は、知的能力を反映しているが、知的広がりには反映していない（法科大学院の入学試験は法律以外の科目を課していない）。2009～2011年において、平均209人の東京大学法科大学院生が司法試験に合格している（表4の2008年の数字を参照）。年に240人が東京大学法科大学院を卒業するので、最終的な合格率は87%ということになる⁽³⁹⁾。もちろん、すべての東京大学法科大学院生が、1回目の受験で司法試験に合格するわけではない。1回目の受験に失敗した学生は2回目、3回目（現在司法試験は3回以上は受けられない）の受験をするかもしれないので、各年の東京大学法科大学院生の実際の合格率は50%程度だろう。しかし、240人が卒業して209人が司法試験に合格するならば、当然のことながら大半の法科大学院生が最終的には法曹になるということである。

他のトップの法科大学院についても同じことが言える。一橋大学法科大学院は、年に85人の学生が司法試験に合格する。これは最終的な合格率が92%だということの意味する。同様に計算した他のトップの法科大学院の最終的な合格率も、同じく高い。神戸88%、東北74%、慶應72%、京都63%である。

法学部と異なり、法科大学院には法曹になりたい学生しか入学しない。東京大学と一橋大学では、大半の学生が最終的に法曹になっている。司法試験で東京大学・一橋大学の法科大学院生の合格数がこれ以上増えない理由は単純である。これ以上学生がいないからである。

能力のある新規の弁護士が増えたので、トップの法律事務所は急激に成長した。1980年代前半には二桁台前半の人数だったのが、2013年にはトップ3の事務所は300～420人になった。表5は、こうした成長のいくつかの面を詳しく表している。第一に注目すべきは、パートナー弁護士たちがピラミッド構造の構築に成功した

ラムザイヤー, ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

表5 トップ3の法律事務所：2013年度の要約統計量

規模

	弁護士数	アソシエイト／ パートナー
西村あさひ	417	3.44
長島・大野・常松	342	2.32
森・濱田松本	303	2.26

アソシエイト弁護士

	計	司法試験不合格回数 (2006年以前採用の場合)
西村あさひ	323	1.2
長島・大野・常松	239	0.4
森・濱田松本	210	0.6

アソシエイト弁護士，大学の割合(%)

	n	東京大学	トップ3 大学	トップ10 大学
西村あさひ	321	48	59	91
長島・大野・常松	239	47	61	94
森・濱田松本	210	52	67	96

アソシエイト弁護士，法科大学院の割合(%)

	n	東京大学	トップ3 大学	トップ10 大学
西村あさひ	149	52	68	95
長島・大野・常松	116	45	63	96
森・濱田松本	121	64	77	96

出典：各法律事務所のウェブサイト（2013年2月アクセス）。

ことである。アソシエイト弁護士とパートナー弁護士の比率は、長島・大野・常松や森・濱田松本で2：1を超えている。さらに大きい西村あさひでは、3：1を超えている。

第二に、これらの法律事務所は、2006年以前の「旧」司法試験を受けたアソシエイト弁護士を雇う際には、1，2回目の挑戦で合格した弁護士のみをほぼ採用

表6 トップ3の法律事務所：卒業年度による分布

大学							
計	東京大学			トップ3 大学		トップ10 大学	
	卒業年	n	%	n	%	n	%
2000	7	3	42.9	3	42.9	6	85.7
2001	22	12	54.5	12	54.5	22	100.0
2002	40	14	34.1	19	46.3	38	92.7
2003	38	26	68.4	29	76.3	37	97.4
2004	36	23	63.9	25	69.4	35	97.2
2005	48	23	48.9	27	57.4	44	93.6
2006	66	29	43.9	44	66.7	63	95.5
2007	111	69	62.7	86	78.2	107	97.3
2008	91	43	47.3	52	57.1	85	93.4
2009	94	41	43.6	49	52.1	82	87.2
2010	89	44	49.4	55	61.8	80	89.9
2011	58	24	41.4	34	58.6	52	89.7
2012	67	32	47.8	38	56.7	63	94.0

法科大学院							
計	東京大学			トップ3 大学		トップ10 大学	
	卒業年	n	%	n	%	n	%
2007	66	33	50.0	43	65.2	60	90.9
2008	59	28	47.5	35	59.3	54	91.5
2009	79	42	53.2	50	63.3	74	93.7
2010	70	38	54.3	53	75.7	68	97.1
2011	49	28	57.1	40	81.6	49	100.0
2012	63	38	60.3	46	73.1	63	100.0

出典：各法律事務所のウェブサイト（2013年2月アクセス）。

していた。6, 7回目の挑戦で合格する弁護士が普通の世界において、西村あさひのアソシエイト弁護士は、司法試験に平均1.1回失敗していた。長島・大野・常松や森・濱田松本の場合は、平均0.4~0.6回失敗していた。これらの法律事務所は、最優秀の司法試験合格者のみを求めていたのである。

第三に、これらの法律事務所は、トップの大学の弁護士を主として雇い続けていた（表6）。2000~2012年にトップ3の法律事務所が雇ったアソシエイト弁護

ラムザイヤー、ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

士（2013年までアソシエイト弁護士であった者）の約半数は、東京大学卒だった。東京大学・京都大学・一橋大学卒のアソシエイト弁護士は60～70%だった。法科大学院卒のアソシエイト弁護士についても、これらの法律事務所はトップ校出身者のみを雇っている。法科大学院卒のアソシエイト弁護士のうち47～60%が東京大学法科大学院卒であった。トップ3の法科大学院卒は63～82%，トップ10の法科大学院卒は90～100%だった。

顧客に効果的なサービスを提供するために、トップの法律事務所は、複雑な法的問題を処理できる知的スキルと、企業金融（コーポレート・ファイナンス）、国際貿易、経営経済学^{訳註5}の複雑な問題を理解できる素養や知的広がりを備えたアソシエイト弁護士を求めている。数学などの猛烈に難しい問題を含む入学試験を課している東京大学・京都大学・一橋大学の法学部は、まさにこうした資質を備えた卒業生を送り出している。トップ3の法律事務所では、2013年までアソシエイト弁護士であった者の50～70%が、これらの大学出身である。2007年には、トップ3の法律事務所は、少なくとも69人の東京大学卒の弁護士、86人のトップ3大学卒の弁護士を雇っている。しかし旧制度のもとでは、新しく弁護士になる東京大学卒は年にわずか50人、トップ3大学卒は75人であったことを思い出してほしい。2007年には、トップ3の法律事務所は合計すると、これらの大学卒の弁護士を、旧制度でのこれらの大学卒の司法試験合格者全体より多く雇っている。

太田勝造は、最近、日本の弁護士について、仕事の質の経験的な評価に関する研究を行った。この研究は、弁護士の質は上がっているという我々の結論を支持するものである⁽⁴⁰⁾。仕事の質を測定するため、太田は（最低でも5年の経験を持つ）弁護士を集め、それらの弁護士に、横浜地裁の民事事件103件と東京地裁の民事事件191件の裁判所記録を評価してもらった。各事件は2人の弁護士により評価され、2人の付けた点数の平均が出された。

太田の研究によれば、経験年数の多い弁護士の方が仕事の質が低く、その効果に明確な統計的有意性があった。この結果を「経験を積むことで弁護士の仕事の質が下がる」ということだと捉えるのは、適当ではないと我々は考える。むしろ、経験年数の多い弁護士は旧司法試験に合格した者であり、試験合格者のもとと

の能力が旧司法試験の時代よりも上がったために、経験年数の多い弁護士の方が仕事の質が低くなりやすいのである。

結論

政府は、法曹になるための試験の難易度を下げることで、法曹の質を上げた。トップ大学の法学部生は法曹以外の魅力的な仕事を選べるので、法曹になろうとするとそれらを犠牲にすることになる。旧司法試験のもとでは、トップ大学の学生ですら、合格するのに数年かかるかもしれない。大半の者は試験に挑戦し続けるより、あきらめて法曹以外のもうかる仕事に就くことを選んだ。その結果、残った者は、能力の低い者たちに偏ることになった。

新司法試験のもとでは、トップ大学の法学部卒の中で法曹になりたい者の大半が、そうなることができる。政府は、試験の難易度を下げることで、以前であれば司法試験を避けていた高い能力を持つ者を引き込んだ。ある組織がそこに入るための試験の難易度を下げた場合、合格者の質はいつも上がるとは限らない。試験を受ける志願者の集団に変化がなければ、単により能力の低い者を取るようになるにすぎない。しかし、試験の難易度を下げた場合に、他の魅力的な機会を捨てる必要があるために以前ならその試験を避けていた能力の高い志願者を引き込むことになることがある。その場合には、合格者の質が上がる。

日本において、政府が司法試験の難易度を下げた際には、まさにこのことが起こったのである。

数学的付録

なぜ資格試験の難易度を下げると合格者の質が上がりうるのかに関する理論的根拠を示すために、数学を使った議論を以下では行う。ここでは、資格を持つ職業人を「法曹」、その構成員に将来なろうとする者を「学生」とそれぞれ呼ぶことにする。もちろん、この理論は容易に法曹以外にも一般化されるものである。学生の能力 (x と表す) は全体で 0 から 1 に一様に分布しているとし、学生は自らの能力を知っているとしよう。各々の学生は、費用 $c(x)$ で司法試験を受験す

ラムザイヤー、ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

る選択肢を持っている^{訳注6}。ただし、 $c(0) > 0$ かつ $c' > 0$ とする。つまり、能力が最低の学生でさえも機会費用があり、能力が高い学生ほど費用が高くなるとする。学生は確率 $p(x)$ で試験に合格する。ここで、 $p(0) = 0$ かつ $p' > 0$ である。合格の価値は w である。以上から学生の利得関数は次のようになる。

$$\pi(x) = p(x)w - c(x).$$

また、利得関数は凹関数、すなわち $\pi'' < 0$ とする。これが成り立つのは例えば、合格確率関数 $p(x)$ が凹関数で、かつ費用関数 $c(x)$ が凸関数である場合である。

ここで考察したいのは、試験の難易度が、試験を受験し合格する学生のタイプにどのような影響を与えるかという問題である。

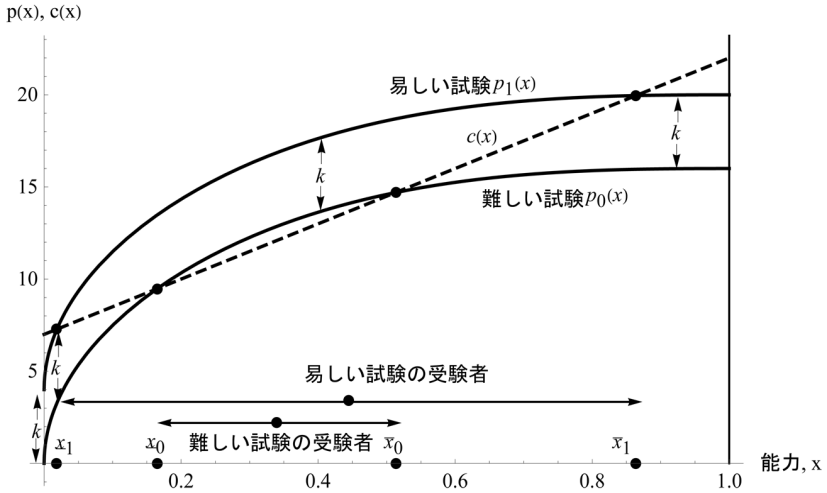
まず、 $\pi(x) \geq 0$ であるタイプの学生は試験を受験する。試験を受験する中で最も能力の低いタイプと高いタイプをそれぞれ、 \underline{x} と \bar{x} で表す。ここでは、 $\underline{x} > 0$ かつ $\bar{x} < 1$ のケースのみを考察するので、 $\pi(\underline{x}) = 0$ かつ $\pi(\bar{x}) = 0$ である。したがって、ここでは、能力の最も低い学生と能力の最も高い学生は受験しないことを選ぶ、という状況に限定して考える。

ここでは「試験が易しくなる」ということを、すべての x について $p(x)$ が増加する（ただし、もともと合格する確率が0のタイプである $x = 0$ は除く）ことであると定義する。

そして「試験がすべてのタイプにとって易しくなる」ということを、 $p(x)$ が $p(x) + k$ になることであると定義する（ただし $k > 0$ ）。また、後に $p(x)$ が $(1 + k)p(x)$ になるという別の定義の場合も考察する^{訳注7}。

図A1は、以上の仮定を満たす $p(x)$ と $c(x)$ の一例を示している。試験を受験する費用は、正の値から始まり、能力 x が高くなるにしたがって増加する凸関数である^{訳注8}。これは、能力の最も低い学生でも費用が最低限の水準はかかり、能力が高くなるにしたがって、費用がどんどん高くなることを表している。多くの学生にとって、資格を得る以外に選べる選択肢は同じであるが、能力の高い学生はそれとは違い、ずっと良い選択肢を選べるのである。

試験が易しくなる前の合格率は $p_0(x)$ で、このとき試験を受けることから得ら



図A1 異なるレベルの能力の者の、試験を受けることの費用と便益

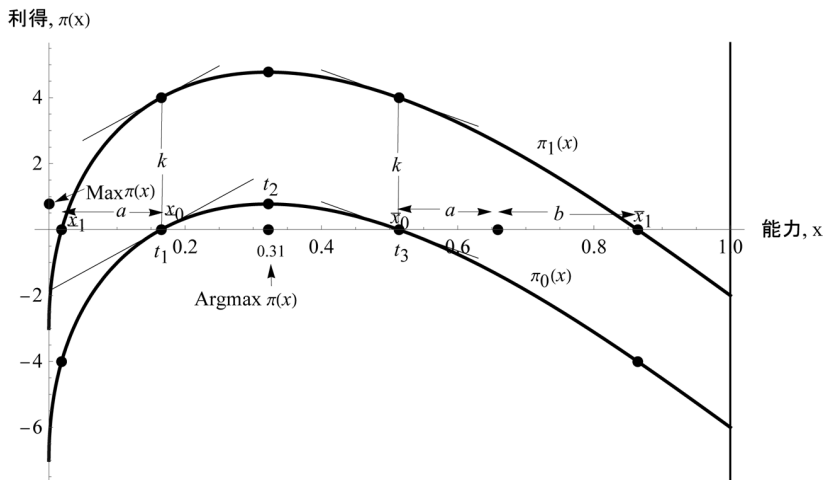
れる便益は $p_0(x)w$ である。能力が \bar{x}_0 よりも低い者は、合格の可能性が低すぎるので、試験を受けない。能力が \bar{x}_0 よりも高い者は、機会費用が高すぎるので、試験を受けない。

命題 1 試験が易しくなると、法曹のトップ層の質は上がる。

証明 試験が易しくなる前は、 $\pi(\bar{x}_0) = p_0(\bar{x}_0)w - c(\bar{x}_0) = 0$ である。試験が易しくなった後は、 $\pi(\bar{x}_0) = p_1(\bar{x}_0)w - c(\bar{x}_0) > 0$ である。 $p(x)$ と $c(x)$ はともに連続なので、 $p'(x) > 0$ かつ $c'(x) > 0$ であっても、 $\pi(x) > 0$ となるような、 \bar{x}_0 よりも x が高いタイプの者が、試験が易しくなった後に少なくとも少数はいる。これらの少数のタイプの者が試験を受けるようになるので、 \bar{x} が上昇する。そして、そのうちのいくらかは試験に合格するので、法曹のトップ層の質も上がる。

試験が易しくなると、法曹の最下位層の質が下がるということも、同様に示す

ラムザイヤー, ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」



図A2 異なるレベルの能力の者の、試験を受けることの利得

注： $\pi(x) = p(x)w - c(x)$ である。図中の曲線は、 $c(x) = 7 + 15x$, $p_0(x) = 24\sqrt{x} - 10x^2 + 2x^4$, $w = 1$, $k = 4$ のときのものである。 $x \in (0,1)$ において、 $p' > 0$, $p'' < 0$, $p''' > 0$ なので、 $\pi'' < 0$, $\pi''' > 0$ である。

ことができる。それでは、法曹の平均的な質はどうなるだろうか。

もし試験が、すべての水準の能力の者にとって等しく易くなるわけではないとすれば、法曹の平均的な質がどうなるかははっきりとは言えない。試験が能力の低い者にとってずっと易くなり、能力の高い者にとっては少ししか易くならないということもありうる。この場合でも、 $p(x)$ が（増加率は低くなるだろうが）増加関数である限り、我々の置いた仮定とは整合的だからである。この場合、試験が易くなると、平均的な質は下がる。それに対して、逆に高い能力の者にとって、試験がより易くなる場合、平均的な質は上がりうる。よって、ここでは、試験が（先に定義した意味で）「等しく」易くなる場合を見ることにする。

他の表記についても説明しておこう。試験が易くなる前の時点で試験を受ける学生の能力の範囲を $[x_0, \bar{x}_0]$ と表すことにする。また、試験が易くなった後の時点で試験を受ける者の能力の範囲を $[x_1, \bar{x}_1]$ とする。これらの範囲は図A1

翻 訳

や図A2に図示されている。

命題2 もし試験がすべての学生にとって等しく易くなるならば、試験を受けることから得られる利得が凹関数で、学生の能力が上がるにつれて利得の曲線の曲がり具合は減少していく場合、受験者の平均的な質は上がる。すなわち、 $x \in (0, 1)$ について $\pi' > 0$ かつ $\pi'' < 0$ かつ $\pi''' > 0$ ならば、 $(x_0 + \bar{x}_0)/2 < (x_1 + \bar{x}_1)/2$ である。

証明 x が一様分布である場合、平均的な質は $(\bar{x} - x)/2$ となる。 \bar{x} の増加量が x の減少量よりも大きければ、平均的な質は上がる。すなわち式で表すと、

$$x_0 - x_1 < \bar{x}_1 - \bar{x}_0$$

のとき、平均的な質は上がるということである。

ここで $a \equiv (x_0 - x_1)$ と $b \equiv (\bar{x}_1 - \bar{x}_0) - a$ と定義する。すると、証明しようとしている問題は、 $b > 0$ である（図A2にその場合の一例が示されている）と本当にいえるか、というものになる。

「等しく易くなる」というのは、 $p(x)$ が $p(x) + k$ となるという意味だと先ほど定義した。このとき、能力の水準が x の学生の利得 $\pi(x)$ の傾きは、変わらないままである。よって、 $p'(x) - c'(x)$ は $\pi_0(x) = \pi(x)$ を微分した値でもあり、 $\pi_1(x) = \pi(x) + k$ を微分した値でもある。

次に、 $\pi'(x_0) - |\pi'(\bar{x}_0)| > 0$ という補題の証明に移る。図A2において、点 t_1 から点 t_2 、および点 t_2 から点 t_3 に弦を描くとする。これらの弦の傾きは、 $[\text{Max } \pi(x)] / [\text{Argmax } \pi(x) - x_0]$ と $[\text{Max } \pi(x)] / [\text{Argmax } \pi(x) - \bar{x}_0]$ となる。曲線 $\pi(x)$ は上に凸なので、 t_1 における曲線の傾き、 t_3 における曲線の傾きは、それぞれ、 t_1 から t_2 の弦の傾き、 t_2 から t_3 の弦の傾きより大きい。これを式で表すと、次のようになる。

$$\pi'(x_0) - [\text{Max } \pi(x)] / [\text{Argmax } \pi(x) - x_0] > 0 \text{ かつ} \\ | \pi'(\bar{x}_0) | - [\text{Max } \pi(x)] / [\text{Argmax } \pi(x) - \bar{x}_0] > 0.$$

$\pi''' > 0$ なので、曲線 $\pi(x)$ の傾きの変化の速さは、正の方向に増加していく。すなわち、傾きは減少していくが $(\pi'' < 0)$ 、その減少の速さはどんどん遅くなっ

ラムザイヤー, ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

ていく。よって、曲線の曲がり具合は減少していき、直線に近くなっていく。これは、曲線の傾きと、弦の傾きの差が小さくなっていくということを意味している。すなわち、次のように表される。

$$\pi'(x_0) - [\text{Max } \pi(x)] / [\text{Argmax } \pi(x) - x_0] > |\pi'(\bar{x}_0)| - [\text{Max } \pi(x)] / [\text{Argmax } \pi(x) - \bar{x}_0]$$

これは次のように変形できる。

$$\pi'(x_0) - |\pi'(\bar{x}_0)| > \text{Max } \{\pi(x) [1 / (\text{Argmax } \pi(x) - x_0) - 1 / (\bar{x}_0 - \text{Argmax } \pi(x))]\}$$

ここで $\text{Argmax } \pi(x) - x_0 < \bar{x}_0 - \text{Argmax } \pi(x)$ なので、 $\pi'(x_0) - |\pi'(\bar{x}_0)| > 0$ が証明できた。

補題 $\pi'(x_0) - |\pi'(\bar{x}_0)| > 0$ を証明したので、 $b > 0$ を示すことに戻ろう。補題から、 $\pi(x) + k$ についても、 $x = \bar{x}_0$ における傾きより $x = x_0$ における傾きの方が大きい。範囲 $[x_1, x_0]$ において、 x が $\text{Argmax } \pi(x)$ から遠ざかって x の値が小さくなるほど傾きが大きくなる。この際の傾きが大きくなる速さは、範囲 $[\bar{x}_0, \bar{x}_0 + a]$ において x が大きくなるほど傾きが小さくなる際の速さよりも大きい。このことと、範囲 $[x_1, x_0]$ の始点 ($x = x_1$) における傾きが範囲 $[\bar{x}_0, \bar{x}_0 + a]$ の始点 $x = \bar{x}_0$ における傾きよりも大きいということから、範囲 $[x_1, x_0]$ における傾きはずっと範囲 $[\bar{x}_0, \bar{x}_0 + a]$ における傾きよりも大きく、そして π の変化は範囲 $[x_1, x_0]$ よりも範囲 $[\bar{x}_0, \bar{x}_0 + a]$ の方が大きい。範囲 $[x_1, x_0]$ において π は k だけ変化するので、範囲 $[\bar{x}_0, \bar{x}_0 + a]$ における π の変化は k よりも小さい。以上から、 $\pi''' > 0$ ならば $b > 0$ が証明できた。したがって、試験が易しくなると、平均的な法曹の質が上がる。

命題 2 の最終的な目的は、試験を易しくすると試験の合格者の平均的な能力が高くなるということが、潜在的な受験者の様々な種類の費用・便益関数について成り立つ頑健なものだということを示すことである。試験を易しくすると受験者の平均的な質が高くなるので、合格者の平均的な質はなおさら高くなる。なぜなら、能力のより高い受験者の方が、合格率が高いからである。数学をよく使う者でも、3階微分を考えることには慣れていないことが多い。そこで、 $\pi'''(x) > 0$ の意味について、いくらか議論しておくのが有益かもしれない。3階微分は、確

翻 訳

率密度関数における3次モーメントと同じように歪度を表し、 $\pi'''(x) > 0$ ならば $\pi(x)$ は図A2に示されているような左に偏ったグラフとなる。具体例が、なぜ $\pi'''(x) > 0$ が左に偏ったグラフを示すかを理解するための助けになるかもしれない。図A2を描くのに用いた式を具体例とすると、以下のようになる。

$$\begin{aligned} \pi(x) = p(x) - c(x) &= 24\sqrt{x} - 10x^2 + 2x^4 - (7 + 15x) \\ &> 0 \quad (x \text{ が } [0.16, 0.51] \text{ のとき}) \\ &< 0 \quad (\text{それ以外のとき}) \\ \pi'(x) = 12/\sqrt{x} - 15 - 20x + 8x^3 &> 0 \quad (x \text{ が } [0, 0.32] \text{ のとき}) \\ &< 0 \quad (x \text{ が } [0.32, 1] \text{ のとき}) \\ \pi''(x) = -6/(\sqrt{x})^3 - 20 + 24x^2 &< 0 \quad (x \text{ が } [0, 1] \text{ のとき}) \\ \pi'''(x) = 9/(\sqrt{x})^5 + 48x &> 0 \end{aligned}$$

まず注意すべきことは、 $\pi'' < 0$ なので、傾きを表す $\pi'(x)$ は最初は正で、その後負になるということである。言い換えれば、 $\pi''(x) < 0$ ならば、 x が増加していくと $\pi'(x)$ はマイナス無限大に向かっていく。 x が小さいとき $\pi'(x)$ は正だが、 x が増加するにつれて $\pi'(x)$ の値は小さくなる。 x が大きいとき $\pi'(x)$ は負であり、 x が増加するにつれて $\pi'(x)$ の値はさらに小さくなる。 $\pi(x)$ の2階微分が負の場合この効果は、 π''' の符号によらず成り立つ。

今、 $\pi''' > 0$ とする。これは、 x が増加するにつれて2階微分 $\pi''(x)$ が増加することを意味する。2階微分 $\pi''(x)$ は常に負なので、これは、 x が増加していくと $\pi''(x)$ は0に向かっていくということの意味する。すなわち、 x が増加していくと $\pi(x)$ の曲がり具合が小さくなり、直線（このとき傾き $\pi'(x)$ が変化しない）に近くなっていく。

$\pi(x)$ の傾きについて考えよう。 \underline{x}_0 において、傾きはある値をとる（このとき $\pi(x) = 0$ である）。 x が増加すると傾きは緩やかになっていき、 $\pi(x)$ が最大のところで傾きは0となり、傾きが負に転じると再び傾きは急になっていく。 x が増加すると $\pi(x)$ の曲がり具合が小さくなるので、 $\pi(x)$ と \underline{x}_0 （ $\pi(x)$ と x 軸の最初の交点）から $\text{Argmax } \pi(x)$ の距離は、 $\text{Argmax } \pi(x)$ から \bar{x}_0 （ $\pi(x)$ と x 軸の二回目の交

ラムザイヤー, ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

点)の距離よりも小さい。曲線 $\pi(x)$ は、 $\pi''' > 0$ かつ $\pi'' < 0$ のとき、左に偏っている。

$\pi''' = 0$ のとき、曲線 $\pi(x)$ は最大値のところを中心軸にして、左右対称となる。このとき歪度は0である。したがって、利得関数が2次関数(例えば $\pi = -3 + 7x - 2x^2$)のときに試験を易くすると、 x が大きい能力の高い学生についても、 x が小さい能力の低い学生についても、試験を受ける x の範囲が同じだけ増える。

命題1は、モデルの仮定の多くに対して頑健である。この命題は、一般性をもった予測だと考えてよい。命題2は「そういったことが起こりうる」という結果に過ぎない。 $\pi'''(x) > 0$ である必要がある。これは特殊な条件ではあるが、非現実的な条件ではない。

命題2の前提は、すべてのタイプの者にとって試験が等しく易しくなるということである。もし能力の高いタイプの者の方が合格する確率の上昇が大きいならば、試験が易しくなると合格者の平均的な能力が高くなるということは、より起こりそうである。このことは次の系で示される。

系 命題2において「等しく易しくなる」というのを、各タイプの学生が合格する確率が(同じ絶対量だけ上昇するのではなく)同じパーセントだけ上昇することを意味する、と再定義しても、命題2は成り立つ。

証明 試験が、すべてのタイプにとって、これまでの定義と違った意味で等しく易しくなる、すなわち各タイプの合格する確率に同じ数を掛けたものになる(つまり $p_1(x) = kp_0(x)$, ただし $k > 1$)ならば、命題2の結果はなおさら成り立つ。なぜなら今の場合、 p は絶対量で見て $kp_0(x)$ に増加しており、これは x が大きいほど大きくなるからである。合格する確率が、すべてのタイプにとって絶対量で等しく上昇するか、または高い質のタイプの方が絶対量で大きく上昇する場合、受験者の平均的な質が上がるならば、合格者の質も上がる。

付記

本稿は原題 J. Mark Ramseyer and Eric B. Rasmusen, “Lowering the Bar to Raise the Bar: Licensing Difficulty and Attorney Quality in Japan” *Journal of Japanese Studies* Vol. 41 (2015), pp.113-142を翻訳したものである。著作権者である Society for Japanese Studiesに正式に翻訳許諾を得たうえで翻訳を行っている。また、本稿は科学研究費補助金・基盤研究A（課題番号17H00964）、および基盤研究C（課題番号18K01221）による研究成果の一部である。

原論文は、日本において司法試験の難易度の緩和が法曹の質を上げることになったという、一般の常識とは逆の結論を主張している。その主張に賛同するか否かにかかわらず、日本の法曹の質について論じる際には必読の文献といえるため、ここに翻訳した次第である。原論文はもともと米国人向けに書かれたものであるため、日本人には粗っぽいと思われる記述や、日本人にはわかりにくいと思われる記述も含まれている。本稿を読まれる際には、その点に留意されたい。

原著者である両教授は、ともに著名な法と経済学者であるとともに、日本法についても優れた研究をこれまで共同で発表してきている。例えば、日本の弁護士会や弁護士の所得について分析した “The Industrial Organization of the Japanese Bar: Levels and Determinants of Attorney Income,” *Journal of Empirical Legal Studies* Vol. 7 (2010), pp. 460-489（他に中里実と共著）（「特別講演『The Industrial Organization of the Japanese Bar（産業組織としての日本の弁護士会）』」法と経済学研究3（2007）、1-6頁で概要が説明されている）、また日本の司法の独立について検証した *Measuring Judicial Independence: The Political Economy of Judging in Japan*（University of Chicago Press, 2003）や “Judicial Independence in a Civil Law Regime: The Evidence from Japan,” *Journal of Law, Economics & Organization* Vol. 13 (1997), pp. 259-286（邦訳：河野勝（訳）「日本における司法の独立を検証する」レヴァイアサン22（1998）、116-149頁）、 “Why the Japanese Taxpayer Always Loses,” *Southern California Law Review* Vol. 72 (1999), pp.571-595.（邦訳：吉村政穂（訳）「どうして日本の納税者は勝てないのか？」確井光明・水野忠恒・小早川光郎・中里実（編）『公法学の法と政策—金子宏先生

ラムザイヤー, ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

古稀祝賀(下巻)』(有斐閣, 2000年) 147-177頁) などがある。

以下, 著者紹介も兼ねて, 両教授の主要な著書や論文のうち, 日本語で書かれたものや邦訳のあるものを中心に記載する。

J・マーク・ラムザイヤー (J. Mark Ramseyer) : ハーヴァード大学 三菱冠教授
(日本法研究)

- ・『経済学の使い方—実証的日本経済論入門』(日本評論社, 2007年) (三輪芳朗と共著)
- ・ *The Politics of Oligarchy: Institutional Choice in Imperial Japan* (Cambridge University Press, 1995) (Frances M. Rosenbluthと共著) (邦訳: 河野勝(監訳) 『日本政治と合理的選択—寡頭政治の制度的ダイナミクス 1868-1932』勁草書房, 2006年)
- ・『産業政策論の誤解—高度成長の真実』(東洋経済新報社, 2002年) (三輪芳朗と共著)
- ・『日本経済論の誤解—「系列」の呪縛からの解放』(東洋経済新報社, 2001年) (三輪芳朗と共著)
- ・ *Japan's Political Marketplace* (Harvard University Press, 1993) (Frances M. Rosenbluthと共著) (邦訳: 加藤寛(監訳) 『日本政治の経済学—政権政党の合理的選択』弘文堂, 1995年)
- ・『法と経済学—日本法の経済分析』(弘文堂, 1990年) (1990年サントリー学芸賞(政治・経済部門)受賞)

エリック・B・ラスムセン (Eric B. Rasmusen) : インディアナ大学 Dan R. and Catherine M. Dalton冠教授 (ビジネス経済学・公共政策)

- ・ *Games and Information: An Introduction to Game Theory* 4th ed. (Blackwell, 2006) (邦訳: 細江守紀・村田省三・有定愛展・佐藤茂春(訳) 『ゲームと情報の経済分析 基礎編』九州大学出版会, 2010年; 『ゲームと情報の経済分析 応用編』九州大学出版会, 2012年)

翻 訳

- ・ “An Economic Approach to Adultery Law” in Antony W. Dnes and Robert Rowthorn eds. *The Law and Economics of Marriage and Divorce* (Cambridge University Press, 2002) (邦訳：太田勝造(訳)「不貞の法と経済学」太田勝造(監訳)『結婚と離婚の法と経済学』(木鐸社, 2004年) 110-145頁)
- ・ *Public Policy and Economic Analysis* (九州大学出版会, 1997年) (細江守紀と共同編集)

注

- (1) 詳細は, J. Mark Ramseyer and Minoru Nakazato, *Japanese Law: An Economic Approach* (Chicago: University of Chicago Press, 1999)の第1章を参照。
- (2) 推定は, Minoru Nakazato, J. Mark Ramseyer, and Eric B. Rasmusen, “The Industrial Organization of the Japanese Bar: Levels and Determinants of Attorney Income,” *Journal of Empirical Legal Studies*, Vol. 7 (2010), pp. 460-89においてなされており, 1990年に試験に合格した670人からの無作為抽出による。
- (3) Daniel Foote, “The Trials and Tribulations of Japan’s Legal Education Reforms,” *Hastings International and Comparative Law Review*, Vol. 36 (2013), p. 381.
- (4) 旧制度のもとでは, 学部卒業生は1年に1度の試験を何回も受験できた。新制度において法科大学院修了生が受ける試験はそれよりも容易ではあるが, 5年間に3回までしか受験できない。
- (5) Bruce E. Aronson, “The Brave New World of Lawyers in Japan Revisited: Proceedings of a Panel Discussion on the Japanese Legal Profession after the 2008 Financial Crisis and the 2011 Tohoku Earthquake,” *Pacific Rim Law and Policy Journal*, Vol. 21 (2012), p. 290. 「法学未修者」として登録している学生は, 学部で物理学を専攻した者などだけでなく, 学部で法学を専攻した者で2年後に受験する自信がないため3年の法学未修者コースを選択する者も含むことに注意する必要がある。
- (6) Mario Pagliero, “What Is the Objective of Professional Licensing? Evidence from

ラムザイヤー, ラスムセン 「難易度を下げると質が上がる!？」

- the US Market for Lawyers,” *International Journal of Industrial Organization*, Vol. 29 (2011), pp. 484–92.
- (7) Andreas Broscheid and Paul E. Teske, “Public Members on Medical Licensing Boards and the Choice of Entry Barriers,” *Public Choice*, Vol. 114 (2003), pp. 445–59; Adriana D. Kugler and Robert M. Sauer, “Doctors without Borders? Relicensing Requirements and Negative Selection in the Market for Physicians,” *Journal of Labor Economics*, Vol. 23 (2005), pp. 437–65.
- (8) Edward J. Timmons and Robert J. Thornton, “The Effects of Licensing on the Wages of Radiologic Technologists,” *Journal of Labor Research*, Vol. 29 (2008), pp. 333–46.
- (9) Morris M. Kleiner and R. T. Kudrle, “Does Regulation Affect Economic Outcomes? The Case of Dentistry,” *Journal of Law and Economics*, Vol. 43 (2000), pp. 547–82.
- (10) Tanya Wanchek, “Dental Hygiene Regulation and Access to Oral Healthcare: Assessing Variation across the US States,” *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 48 (2010), pp. 706–25.
- (11) Bradley Larsen, “Occupational Licensing and Quality: Distributional and Heterogeneous Effects in the Teaching Profession,” Massachusetts Institute of Technology Economics working paper (October 30, 2012).
- (12) Morris M. Kleiner and Kyoung Won Park, “Life, Limbs, and Licensing: Occupational Regulation, Wages, and Workplace Safety of Electricians,” Working Paper 16560, National Bureau of Economic Research (September 12, 2011).
- (13) Morris M. Kleiner and Richard M. Todd, “Mortgage Broker Regulations That Matter: Analyzing Earnings, Employment, and Outcomes for Consumers,” in David Autor, ed., *Studies of Labor Market Intermediation* (Chicago: University of Chicago Press, 2009); Lan Shi, “The Effect of Mortgage Broker Licensing on Loan Origination Standards and Defaults: Evidence from U.S. Mortgage Market 2000–2007,” University of Washington, Department of Economics, working

paper UWEC-2012-02 (2012).

- (14) Dick M. Carpenter, “Testing the Utility of Licensing: Evidence from a Field Experiment on Occupational Regulation,” *Journal of Applied Business and Economics*, Vol. 13 (2012), pp. 28–41.
- (15) Maya N. Federman, David E. Harrington, and Kathy J. Krynski, “The Impact of State Licensing Regulations on Low-Skilled Immigrants: The Case of Vietnamese Manicurists,” *American Economic Review*, Vol. 96 (2006), pp. 237–41.
- (16) David E. Harrington and Kathy J. Krynski, “The Effect of State Funeral Regulations on Cremation Rates: Testing for Demand Inducement in Funeral Markets,” *Journal of Law and Economics*, Vol. 45 (2002), pp. 199–25.
- (17) Edward J. Timmons and Robert J. Thornton, “The Licensing of Barbers in the USA,” *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 48 (2010), pp. 740–57.
- (18) Mark J. Perry, “Government Licensing Gone Wild: Institute for Justice Fights for Tour Guides in New Orleans” (December 13, 2011), www.aei-ideas.org/2011/12/government-licensing-gone-wild-institute-for-justice-fights-for-tour-guides-in-new-orleans/; Mark J. Perry, “Should It Really Be Illegal To Braid Hair without First Getting a License from the Government?” (June 13, 2012), www.aei-ideas.org/2012/06/should-it-really-be-illegal-to-braid-hair-without-first-getting-a-license-from-the-government/. オンラインの出典はすべて2013年2月にアクセスしたものである。
- (19) Clifford Winston, “Deregulate the Lawyers” (April 2012), www.brookings.edu/research/opinions/2012/04/deregulate-lawyers-winston.
- (20) Conn Carroll, “Defending Joe’s Right To Earn a Living” (October 17, 2008), blog.heritage.org/2008/10/17/defending-joes-right-to-earn-a-living/.
- (21) Kugler and Sauer, “Doctors without Borders?” [前掲注7].
- (22) www.waseda.jp/nyushi/を参照。
- (23) Caroline M. Hoxby, “The Changing Selectivity of American Colleges,” *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 23 (2009), pp. 95–118.

ラムザイヤー, ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

- (24) media.collegeboard.com/digitalServices/pdf/SAT-Percentile_Ranks_2011.pdf を参照。
- (25) www.collegeboard.org を参照。
- (26) より正確に言えば、「真ん中の順位の得点」とは、カレッジ・ボードのウェブサイトに掲載されている、その大学の25パーセンタイルに対応する点数と75パーセンタイルに対応する点数の、おおよそ中間をとった値を指している。
- (27) www.collegeboard.org を参照。
- (28) 東京大学・京都大学・一橋大学の入試はすべて同じ日に実施される。その結果、生徒たちはこの3大学のうち1つしか受験することはできない。よって、表3の一橋大学の、合格者中の入学者の割合が100%というのは、これらの生徒が東京大学の合格を蹴って一橋大学に入ったということではない。トップ3のどの大学を生徒に薦めるかということが重要になってくるので、予備校は高校生の能力や大学入試の難易度を、非常に慎重に測ろうとするのである。
- (29) 同じ現象が神戸にある開成高校のライバル、灘高校でも見られる。2012年に、灘高校では98人が東京大学、34人が京都大学、11人が大阪大学、2人が名古屋大学に合格している。koukou-hyogo.lblog.jp/archives/25077984.html を参照。
- (30) koukouranking.blog17.fc2.com/blog-entry-4.html を参照。
- (31) 法律新聞社編『全国弁護士大観 第10版』（東京：法律新聞社，2005年）からのデータによる。
- (32) Bruce E. Aronson, “The Brave New World of Lawyers in Japan,” *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 21 (2007), p. 83, table 1.
- (33) Foote, “The Trials,” p. 391. [前掲注3]
- (34) Nakazato, Ramseyer, and Rasmusen, “Industrial Organization,” p. 460. [前掲注2]
- (35) 日本弁護士連合会編『弁護士白書』（東京：日本弁護士連合会，2006年）4頁。
- (36) 鈴木秀幸・武本夕香子・鈴木博之・打田正俊・松浦武『司法改革の失敗—弁護士過剰の弊害と法科大学院の破綻』（東京：花伝社，2012年）386-89頁に記載されている嘆願者の一覧から計算したもの。

翻 訳

- (37) 同上書383頁のデータから計算したもの。
- (38) こうした非常に興味深い政治的变化について詳しくは、Kay-Wah Chan, “Setting the Limits: Who Controls the Size of the Legal Profession in Japan?” *International Journal of the Legal Profession*, Vol. 19 (2012), pp. 321–37; Foote, “The Trials” [前掲注3]; Setsuo Miyazawa, “The Politics of Judicial Reform in Japan: The Rule of Law at Last?” *Asian-Pacific Law and Policy Journal*, Vol. 2 (2001), pp. 89–121; Mayumi Saegusa, “Why the Japanese Law School System Was Established: Co-optation as a Defensive Tactic in the Face of Global Pressures,” *Law and Social Inquiry*, Vol. 34 (Spring 2009), pp. 365–98; Iwao Sato, “Judicial Reform in Japan in the 1990s: Increase of the Legal Profession, Reinforcement of Judicial Functions and Expansion of the Rule of Law,” *Social Science Japan Journal*, Vol. 5 (April 2002), pp. 71–83を参照。
- (39) 87%の合格率は、2010～2011年の定員240人に基づくものである。2009年の定員は300人であった。法科大学院の定員についての情報は、laws.shikakuseek.com/capacity.htmlを参照。
- (40) 太田勝造「弁護士民事訴訟におけるパフォーマンス評価：法曹の質の実証的研究」*東京大学法科大学院ローレビュー* 9 (2014), 132–156頁。

(訳注1) 正確には、英語をはじめとする数か国の外国語のうち、あらかじめ出願の際に届け出た一つの外国語のみで受験するのが基本であるが、英語の選択者に限り、英語の問題の一部分に代えて、他の外国語のうちから一つの外国語を試験場において選択することができる、という形になっている。<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400065662.pdf>を参照 (2018年5月31日アクセス)。これは平成30年度の入学者選抜要項であるが、これ以前もこの形式は基本的には同一である。

(訳注2) 正確には、理科は文科一類の個別試験の出題科目とはなっていない。

(訳注3) 2018年度からは地歴・公民・数学の中から1科目を選択する形となっているが、それ以前は地歴・公民から1科目を選択する形であった。

ラムザイヤー, ラスムセン「難易度を下げると質が上がる!？」

<http://www.waseda.jp/fo law/law/assets/uploads/2016/10/592f545907ca2ef68ccc95d918f76c14-1.pdf>を参照 (2018年5月31日アクセス)。

- (訳注4) 当該法律事務所のオーナー的なパートナー弁護士のこと。
- (訳注5) 経営上の意思決定に経済学の考え方を適用しようとする学問分野。
- (訳注6) $c(x)$ は機会費用を含んでいる。
- (訳注7) 実際の該当箇所では $p_1(x) = kp_0(x)$, ただし $k > 1$, という表記となっている。後の「系」の証明を参照。
- (訳注8) 図A1では $c(x)$ は直線であるが, 直線も (狭義凸関数ではないものの) 凸関数に含まれる。